

肥料価格高騰対策(春肥分)のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和の為、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

1. 申請期間

令和5年3月13日(月)～令和5年6月頃まで

2. 対象者

- 奄美市にお住いの農業経営者(農畜産物の販売実績があること)
- 化学肥料を低減する取組メニューの中から、2つ以上行う者

3. 対象肥料

- 春肥(令和4年11月～令和5年5月に対象者が自ら購入した肥料。)

4. 支援金

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その約95%を支援金として交付します。

※国：約70%，県：約15%，市：約10%

支援金 =

当年の肥料費 - $\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\text{(春肥: 1.4) (0.9)}} \times 0.95$

～注意(支援金振込について)～

支援金の振込の際は、国・県の支援金と奄美市の支援金は別々に振り込まれます。その際、国・県の支援金については、振込手数料を差し引いた金額が振り込まれます。

5. 申請に必要な物

- ① 肥料名，数量，金額が分かる請求書または領収書(春肥は，令和4年11月から令和5年5月に購入したもの)
- ② 農畜産物の販売実績が分かるもの(販売伝票など)
- ③ 通帳の写し
- ④ 印鑑
- ⑤ 申請書，請求書(申請窓口に準備しています)
- ⑥ 化学肥料低減計画書(申請窓口に準備しています)(⑤・⑥は，HPでダウンロードできます)
- ⑦ 堆肥等(特殊肥料)の場合は，成分表示票の写真

6. 申請窓口

- あまみ農業協同組合大島事業本部：あまみ農協部会員であり，申請する肥料があまみ農協で購入した肥料のみの方。
購買課：TEL 0997-53-3000
笠利支所：TEL 0997-63-1611
- 奄美市役所各総合支所：あまみ農協で申請対象とならない方。
名瀬農林水産課：TEL 0997-52-1157
住用産業建設課：TEL 0997-69-2111
笠利農林水産課：TEL 0997-63-1197

